



業災害防止対策に関する意見書に基いて方策を強力に実施する一方、自主的な安全運動が盛り上るよう努力いたしました」と存じます。

右に述べたほか、労働基準法の運用につきましては、中小企業が大企業に比し、格差がはなはだしい現状にかんがみまして、過般の臨時労働基準法調査会の答申にもある通り、各般の施策により中小企業の振興を一段と推進し、中小企業のよって立つ基盤の強化をはかり、よって法の定める基準を順守し得る態勢の確立をはかるとともに、監督行政の運営につきましては、これらの措置と見合いつつ、重点的、段階的な監督を推進し、積極的な啓蒙指導を行う考えであります。

請にこたえることいたしておりま  
す。

次に、雇用問題について申し上げたいと存じます。

定を確保しつつ最大限の経済成長を維持することにより、雇用の増大と就業状態の改善を促進して完全雇用の状態に接近することをもって基本的目標とし、諸般の施策を推進してきたところ

であります。昭和二十四年度予算におきましては、特に公共事業費、財政投

融資の大幅の増額を行い、経済基盤の強化拡充を推進して積極的な雇用増大をはかるとともに、過渡的な情勢の推

移に対処するため必要な措置をとることいたしております。まず、職業安

定機関の機能を強化拡充するため、公共職業安定所の施設設備を整備するとともに、職員の増員と資質の向上をは

かり、できるだけ多くの人々に適職を  
あつせんすることに努めてゆく考え方で  
あります。

次に、失業対策事業につきましては、一日平均二十五万八千人の規模を

確保するとともに、事業の内容においても所要の改善を講じ、その予算は、一般失業対策事業百八十四億三千三百

万円、特別失業対策事業三十七億円、臨時就労対策事業七十七億円、合計二十九十八億三千三百万円で、前年度の

対し十三億七千五百万円の増額を計上いたしました。

また、駐留軍関係職員等の対策を講じたまゝにしては、神奈川県逗浜地区を初めとする離職者の大量発生に対処し、駐留軍関係離職者等臨時措置法の線に沿つて諸般の総合施策を推進し、これにつきましては、

が対策に万全を期しておるところであります。

次に、失業保険につきましては、昨年十月一日以降零細事業所に対する適用拡大の措置が実施され、着々その実績をあげて居るところであります。昭和三十四年度におきましても一そろこの措置を推進し、零細事業所の恵まれない労働者の保護に努めて参りたいと存じます。なお、医療に関する国民健康保険の達成と国民年金の創設により、政府としてこの機会に現行の各種社会保険制度を通じ、保険料率及び国庫補助につき再検討することとなりましたので、失業保険につきましても関係議会の意見を聴取して措置いたしたいと考えております。

次に、職業訓練につきましては、公共職業訓練の拡充整備、事業内職業訓練の積極的推進をはかるほか、労働者の技能の向上をはかるため、今年度から技能検定を実施いたしていきたいと思います。この技能検定につきましては、わが国において初めて実施される画期的な制度であり、その経済的、社会的影響力の重要性にかんがみ、海外におけるこの種制度の運営の実績を参考とし、また、各産業界及び関係団体の意見を尊重し、逐次適当な職種を選びんで実施するつもりであります。

最後に、労使関係について一言申し上げたいと存じます。

わが国の労使関係は長期的に見れば健全化の道を歩んではおりますが、なお遺憾な点が少くありません。一部労使においては依然として行き過ぎが目られ、労使協力の体制を築き上げようとする努力に欠けるものがあります。

労使関係のかかる現状にかんがみ、必

効秩序を確立することは依然として最も重要な課題であると考えます。自由にして民主的な近代国家における労働問題は、社会秩序と調和を保つためのものでなければならぬことは言うまでもありませんが、そのためには、労使が話し合いによって意見の相違、対立を調整し、克服していく努力こそ最も必要であると考えるのであります。すなわち、労使双方が国民経済のない手としての責任を自覚し、共通の基盤の上に立って話し合いを行なってこそ、生産性の向上ひいては国民経済の繁栄に協力し得る体制が確立され得ると考えるのです。

さらに、以上の労働諸施策を進めてゆくにつきましては、何と申しましても、まず、労働の実態を正確に把握する

先ず最初に、一般会計につきまして申し上げます。一般会計の方の資料をこちらを願いますと、一ページに昭和三十四年度の歳出予算の総括表が掲げてございます。

まず第一は、失業対策に必要な経費でございますが、三百十六億七千九百萬円を計上してございます。三十三年度の予算額に比較いたしまして、五箇一千三百萬円の減になつております。これは内容につきまして後ほど詳しく御説明を申し上げますが、社会保険の総合調整の方針に基づきます失業保険の国庫負担金の減かこの五億一千三百萬円の原因になつておるわけでございま

さらばに、以上の労働諸施策を進めてゆくにつきましては、何と申しましても、まず、労働の実態を正確に把握する必要がありますので、新年度においては労働統計に関する正確な基礎資料の整備並びに統計調査結果の総合的分析に一そその意を用い、科学的な裏づけのある行政を行なつて参ることはもちろんであります。

○委員長(久保等君) 次に、政府委員から予算の細部説明を聴取いたします。  
○政府委員(松永正男君) お手元に差し上げてございます横書きの資料が二つござりますので、これに基きまして、昭和三十四年度労働省所管の予算案につきまして概要を御説明申し上

先ず最初に、一般会計につきまして申し上げます。一般会計の方の資料をこちらを願いますと、ページに昭和三十四年度の歳出予算の総括表が掲げてございます。

まず第一は、失業対策に必要な経費でございますが、三百十六億七千九百五万円を計上してござります。三十三年度の予算額に比較いたしますと、五億一千三百万円の減になつております。これは内容につきまして後ほど詳しく御説明を申し上げますが、社会保険の総合調整の方針に基づます失業保険の国庫負担金の減かこの五億一千三百五円の原因になつておるわけござります。

第二の中企業退職金共済制度の実施に必要な経費五千七十九万三千円を計上してございます。これは新規の予算でござります。

第三に、職業訓練に必要な経費五億七千四百四十九万八千円でございまして、前年に比較いたしまして一千五百八十九万円の増でござります。なお、職業訓練につきましては、このほかに失業保険特別会計に約十四億三千万円を計上してござります。これは後ほど御説明申し上げますが、そこで一般会計並びに特別会計を合せますと、約十億円の経費を職業訓練に充當する計画になつております。

第四に労使関係安定促進に必要な経費でございますが、二億三千六百五十万円でございまして、前年に比しまして千二百三十八万円の増になっております。

第五が、労働保護行政に必要な経費でございますが、二十億三千七百十萬円でございまして、二十九年比しまして、

て三億四千六十四万円の増に相なつております。

第六は、婦人及び年少労働者保護に必要な経費でござりますが、一億一千七百十二万九千円でございまして、前年に比して七百八十五万二千円の増になつております。

第七は、職業安定行政に必要な経費でございまして、三十七億五百八十四万三千円でございまして、前年に比して二億九千二百四十六万三千円の増になつております。

第八は、労働統計調査に必要な経費でございまして、三億四千四百六十四万八千円でございまして、前年に比して二億八十六万四千円の増になつております。

第九は、国際協力に必要な経費でございまして、七千五百四十四万六千円でございまして、前年に比しまして二十二万八千円の減になつております。

第十は、その他一般行政に必要な経費でございまして、四億三千九百三十六万九千円でございまして、前年に比しまして八千四百六十万四千円の増になつております。結局、労働省所管の総計におきまして、一般会年は三百九十一億五千四十六万二千円でございまして、前年に比して二億九千五百二十万七千円の増に相なつております。

そのほかに、建設省所管いたしまして、特に地方第一線機関の庁舎を整備いたす経費を中心いたしまして、市販新官に必要な経費として三億四十九万一千円を計上いたしておきます。

以上が三十四年度の一般会計の総括的な数字でござります。

以下、逐次内容に入りまして申し上

げます。

第一が、失業対策に必要な経費は二ページの一番上にあります失業対策事業費と、三ページの下から一番目にございます失業保険費の負担金、それから四ページの一番下にございます政府職員等失業者退職手当、この三つを合算しておきます。

第二が、失業対策に必要な経費は二ページの一番上にあります労働費は前年と同額の三百六門、補助率は三分の二でござります。それから事務費は前年より四百六十円増をいたしまして、六十四円でございまして、三十七円三十三円で補助率三分の二でござります。

第三が、失業対策に必要な経費は二

増でございます。その内訳はここにござりますように、労働費は前年と同額

見込んでおります。一人当たりの給付月額七千二百四十円、それぞれ三十三年度まで実績に基きまして三十四年度の推計をいたしまして、こういうアカウターナによりまして保険金総額を三百三十億八千二百万円と推計をいたしましたが、これはここに書いてございまして、失業対策に必要な経費といふふうに計上しておきます。

まず、その中の失業対策事業費でございますが、これはここに書いてございまして、失業対策に必要な経費といふふうに計上してございます。

建設省所管におきまして、七十七億円

を計上いたしておきます。合計いたしましたように、一般会計におきまして二百二十一億二千三百五百万円、それから二百九十九億二千三百五百万円になりしますと、これは書いてございませんが、三百九十八億二千三百五百万円になります。前年に比しまして十三億七千五百円の増に相なつております。で

失業対策事業の規模はこの要求の概要欄に書いてござりますように、三十四年度におきまして一般失業対策事業が二十一万八千人、特別失業対策事業が二万九千人、臨時就労対策事業が二万一千人でございまして、合計二千五百万人になつております。結局、労働省所管の八千人になつております。前年に比し

まして、一般失対において六千人、特別失対において一千人、臨時就労対策事業におきまして一千人の増でござります。

それから次に、特別失業対策事業で

ございますが、これは前年三十十五億円に対しまして、二億円増の三十七億円を計上してござります。吸収人員は先ほど申し上げましたように、一千人増の一万九千人でございます。

それから建設省所管といたしまして、ガソリン税財源によります臨時就労対策事業を七十七億円計上してございまして、前年に比して三億円の増、吸収人員において一千人の増でござります。

次に、失業対策経費の第一といたしまして、失業保険費の負担金でござります。これは八十八億三千五百萬円を計上してござります。それから次の四ページに参りまして、一般の失業保険のほかに日雇いの失業保険がござりますが、これは保険金総額十五億七千八百萬円を計上してござります。これも実績に基きまして八十三億九千五百五十万円の計上をいたしてござります。

それから次の四ページに参りまして

次に、五ページの第二といたしまして、中小企業退職金共済制度の実施に必要な経費を計上してござります。これは中小企業退職金共済事業法に基づきまして、中小企業退職金共済事業團の行います事業に必要な経費を國から補助をいたします費用が五千万円でござります。これに対する國庫負担三億九千四百五十万円を計上してござります。

それから移転費につきましては、移転費給付金は百万円推計をいたしまして、これの國庫負担額二十五万円を計上してござります。これは八十八億三千五百萬円を計上いたしてござります。さらに失業保険の事業費といたしまして、国庫負担額四千五百円を計上してござります。これは

右の方に書いてござりますように、事

ります。前年より二千人の増でござります。受給実人員は三十八万五千人を

不足分を國庫で負担をするという建前で、差額四千百万円を計上してござります。これが失業保険につきましての予算でございます。

次は、失業対策に必要な経費の第三は、政府職員等失業者退職手当でござりますが、これはここに書いてございまして、失業保険の受給額より相なつております。この国庫負担率も低いといふものに対しまして、その明にもございましたように、社会保険法によりまして保険金総額を三百三十億八千二百万円と推計をいたしましたが、これはここに書いてございまして、たゞいま社会保障制度審議会にてございました、先ほどの大臣の所信表明にもございましたように、社会保険

定措置法に基きまして政府職員並びに三公社の職員につきまして、明らかにした退職手当が失業保険の受給額よりも低いといふものに対しまして、その差額を保証する趣旨でございます。これまで実績に基きまして七億二千四百万円を計上してござります。合計いたしましたが、これは失業対策事業を計上してございまして、その結果によりまして所要の措置をとるという予定でございまして、ただいま社会保障制度審議会にてございました、先ほどの大臣の所信表明にもございましたように、社会保険

定措置法に基きまして政府職員並びに三公社の職員につきまして、明らかにした退職手当が失業保険の受給額よりも低いといふものに対しまして、その差額を保証する趣旨でございます。こ

れも実績に基きまして七十七億円、これが失業対策

金額を計上してござります。

それから次に、特別失業対策事業で

ございますが、これは前年三十十五億円

に対しまして、二億円増の三十七億円を計上してござります。吸収人員は先ほど申し上げましたように、一千人増の一万九千人でございます。

それから建設省所管といたしまして、ガソリン税財源によります臨時就労対策事業を七十七億円計上してございまして、前年に比して三億円の増、吸収人員において一千人の増でござります。

次に、五ページの第二といたしまして、中小企業退職金共済制度の実施に必要な経費を計上してござります。これは中小企業退職金共済事業法に基づきまして、中小企業退職金共済事業團の行います事業に必要な経費を國から補助をいたします費用が五千万円でござります。これに対する國庫負担額四千五百円を計上してござります。

それから移転費につきましては、移

転費給付金は百万円推計をいたしまして、これの國庫負担額二十五万円を計上してござります。さらに失業保険の事業費といたしまして、国庫負担額四千五百円を計上してござります。これは

右の方に書いてござりますように、事

業費の総額が三十九億五百三十五万三千円でございまして、これに対しまして上

げましたように、一般会計負担の経費でござります。これは先ほど申し

上げましたように、一般会計負担の経

費と特別会計負担の経費と両方ござい  
ます。内容いたしましては、公共職  
業訓練所の運営並びに施設の整備に必  
要な経費が一つと、事業内職業訓練、  
民間で行います職業訓練に対します補  
助金、これが一つと、それから第三  
は、國家技能検定を行いますために必  
要な経費、この三本立てになつております。

まず、一般訓練所でございますが、これは三億八千五百三万九千円。六ページの一番上にござりまする予算を計上してございます。これは一般訓練所の建物の整備並びに経常的な運営に要する経費でございます。訓練所の数、訓練種目、訓練対象人員等は前年と同額でございます。で、額が増加しておりますのは、内容を充実するための経費でございます。

それから一般訓練所の機械器具に対しまして、失業保険特別会計からこれ上いたし、失業保険特別会計におきまして三千四百七十五万四千円を計上してございます。これは失業保険の特別会計で計上しておりますのは、宮城県の身体障害者職業訓練所の建物を新築いたすための経費でございます。一般訓練所の会計で計上してございますのは、訓練会計で計上してございますのは、訓練所の経営費の全部とそれから神奈川県においてます経費等を計上してございます。一般会計において一億、特別会計によ

を整備充実するため九千五  
支山を計上してございます。

いて約三千五百万円計上をいたしております。

種につきましてテスト検定を実施いたします。経費でございます。なお、三十四

たしまして、中小企業労使関係改善費を三百二十五万一千円を計上してござ

の前議す  
訓す  
ります。  
それから事業内職業訓練費でござりますが、これは主として中小企業が共同をいたしまして、従業員の職業訓練を行いますのに対しまして、国庫が四分の一、府県が四分の一、訓練団体自身が二分の一を負担するという目途におきまして、国庫補助を行なつてきておりますが、三十四年夏におきましては、三十三年度の予算におきましてテスト検定を行いまして、実情に即した検定基準を作成いたしまして、三十四年度においてその五職種について本検定を実施するという計画でございます。九百六十一万三千円でござります。  
以ニ、我農林省に要する各費ニ、

たしまして、中小企業労使関係改善費を三百三十五万一千円を計上してございます。これは従業員の態度測定という方法によりまして、労務管理の改善、労使関係の安定に資するという目的で行います。仕事に必要な経費でございます。大体前年と同額を計上してい

も前年に引き続きまして、この補助額を二千九百六万三千円計上してござります。訓練対象、訓練規模等も大体前年と同様でございます。  
それから中央職業訓練所は、二十四年度におきまして建築に着手をいたしました、三十四年度におきまして引き続き四千九百二十六万三千円を計上いたしまして、これによつて建物を完成いたし、三十五年度から作業をいたすという予定でございます。

しまして、この九ページの一番下の計の欄にございますように、特別会計におきまして十四億三千二百七十五万六千円、一般会計におきまして五億七千四百四十九万八千円、合計いたしまして二十億七百三十五万四千円、これだけ計上いたしております。

次は第四は、労使関係安定促進に必要な経費でございます。労政局関係の経費と中央労働委員会並びに公共企業体等労働委員会の関係の経費でござい

を計上してございます。これは「週刊労働」等の教育資料の作成、発行をする経費でござります。

その他、労政局一般行政費としてまして三千四百八十八万五千円を計上してございます。これは労政懇談会、労働金庫の監督指導、在日米軍直用労務者紛争処理及び労働関係法施行等に要する経費でござります。

それから労働委員会の関係といたしましては、一億三千八百七十三万円を

それから総合職業訓練所は十二億五  
千三百七十七万九千円計上してござい  
ます。これは三十八カ所の経費に要す  
る経費と、それから四カ所の新設に要  
する経費でございます。運営費におき  
まして、この備考欄に書いてございま  
すが、労政局関係の経費をいたしま  
して労使関係対策費として五千二百九  
十六万三千円を計上いたしまして、そ  
の二は労働関係の調査費でございまし  
て、三千六百三十五万九千円を計上し

計上してございます。これは中央労働委員会が六千六百四十一万三千円、公共企業体労働委員会が七千三百三十二万七千円でござります。前年よりそれぞれ増額に相なつております。

すように、三億六千六百三万一千円を計上してござります。建設費におきまして五億二千八百十九万八千円を計上しております。中に入れま機械の整備費といたしまして、三億六千九百五十一万円を計上してござります。

別表に把握をいたしましたために、各都道府県の主務部の活動費に対しまして国から委託費として経費を支出いたしますものが中心でございまして、二千一百三十五万三千円を計上してござります。そのほか本省の経費といたしま

要な経費でございます。これは労働基準局系統の経費でございます。

その第一は、最低賃金制度の実施に要する経費でございまして、一千二十一万六千円、前年とは同額を計上いたします。内容といたしましては、最低賃金審議会、専門審議会と既にござります。

それから八は、国家技能検定費でござりますが、九百六十一万三千円を計上してございます。これは三十一年度におきまして五職種につきまして本検定を実施いたす経費と、それから五職種の実情調査費、中小企業対策費、労働関係資料の収集及び発行費等を合せまして三千六百三十五万九千円でござります。

する経費、それから業者間協定の推進に要する経費、それからこれに因連をいたしまして、業種の実態調査を行ないます経費、それから法律ができました場合、この施行の周知徹底に要する経

費、それから家内労働法の制定準備の経費、以上が最低賃金制度の実施の経費でございます。

費、それから家内労働法の制定準備の経費、以上が最低賃金制度の実施の経費でございます。

ますが、これが二億七百十三万円、それから臨時措置法分が一億九千百三十円、五万三千円というふうに相なつております。

いすれも多少増加いたしておりますのは、その運営の内容を充実いたすための増でございます。

でございまして、三十人以上の事業所についての甲調査、三十人未満五人までの乙調査、それから五人未満の特別

活動のために各種資料の分析に要する経費でございます。

費、それから家内労働法の制定準備の経費、以上が最低賃金制度の実施の経費でございます。  
それから第二は、産業災害防止対策

いすれも多少増加いたしておりますのは、その運営の内容を充実いたすための増でございます。

でございまして、三千人以上の事業所についての甲調査、三十人未満五人までの乙調査、それから五人未満の特別調査、この三本立て調査をいたすこと

活動のために各種資料の分析に要する経費でござります。

それから労働統計調査のその他の経費といたしまして、二億三百十九万円

費でございます。これは一般会計におきまして千七百六十三万五千円、労災保険特別会計におきまして二千八百十九万六千円を計上でございます。内容といたしましては、次のページの三ページに掲げてございますように、ボイラー・マン等の特殊技能者の検定を要する金額、もし、(中略)内三

背筋傷害患者等の数につきましては、  
十四ページの註に掲げてございます。  
それからその他の労働基準局関係の  
経費といいまして十五億七千五十九  
万七千円を計上してござります。  
それから産業安全研究所の関係の経  
費が二千五十八万三千円計上されてお  
ります。

万八千円を計上してございます。内容  
いたしましては、十六ページに掲げ  
てございますように、転落防止のため  
の保護更生相談指導費、それから売却  
問題についての特別広報の経費、それ  
から実態調査費というふうに相なって  
おります。

になつております。なお、特別調査を  
つきましては、労災保険特別会計から  
支出をいたすということになつてお  
ります。それがあわせまして乙調査、五  
人——二十九人規模の乙調査につきま  
して、三十一年の事業所センサスに基  
きまして抽出がえの調査をいたしま  
で、流すの質度を高めると、うこど

を計上してございます。これはそのことにしてござります。経費並びに人件費等でござります。計いたしまして、労働統計調査関で、二億四千四百六十四万八千円が一般会計、それから特別会計におきまして六百七万六千円を計上してござい

に要する経費、それがじ小作料、内出  
容器等の特殊設備の検査に要する経  
費、それから重大災害特別調査費、中  
小企業災害防止対策の推進指導、これ  
は中小企業に災害防止対策推進員並び  
に指導員等を設置いたしまして、各企

それから労働衛生研究所が千九百六十四万六千円計上してござります。以上が労働基準局系統の経費でござります。

たしまして八千七百六万七千円でござりますが、合計いたして、婦人少年局関係は一億一千七百十二万九千円でござります。

数年置きにやつておりますが、この経費が百六十五万六千円計上いたしてございます。

それから統計調査の第二は、賃金構造調査に要する経費でございます。十一

それから第九は、国際協力に必要経費でございます。六千六百四十四円でござりますが、これは国際議に必要な経費でございまして、○関係の分担金が五千三百五十九万

業から安全運動を盛り上げていくとともに、これを推進するための経費でござります。それから中央地方に設置いたしました産業災害防止協議会の経費、それから安全監督並びに安全の指導等に使用いたしますジープ等の機動力を整備いたしました経費、それから毎年行います安全週間の実施に要する経費、これらを合算しまして、産業災害の防止対策費としたしまして、一般特別合せまして四千五百万八十三万一千円を計上いたしてござります。

必要な経費でございます。これは婦人少年局関係の経費でございます。  
その第一は、年少労働者福祉施設費でござります。これは各府県に對  
いたします。これは五百万円計上をいたしております。これは各府県に對  
しまして三分の一補助で、一カ所労働者ホーム設置をいたすための経費  
でございます。青少年ホームにつきましては、昭和三十二年度に一カ所設  
をいたしまして、この三十四年度の五百円は二カ所目の経費でございま  
す。

介業務費が三十二億九千一百四十五万五千円でございます。これは第一線職業安定課の経費でござります。前年に比べまして二億六千三百五十万一千円の増に相なっております。

それから二の、その他の職業安定行政の経費四億一千四百三十八万七千四百円は、これは本省及び各都道府県の職業安定課の事務費でございます。合計いたしまして職業安定行政は、先ほど

九ページに掲げてございますが、八百一十二万九千円になります。これは販賣構造につきまして、ここに掲げてござりますような要因別の調査をいたすと、けでございますが、四年に一べんの大調査を行いまして、その間は規模を縮小いたしました調査をやるわけでござります。三十三年度におきましては、大調査の年でございまして、三十四年度は縮小した規模の調査でござりますので、八百三十一万九千円の予算額を計上してあるわけでござります。そ

千円、それから国際会議——ILCの会費、産業別委員会等に出席いたしまして旅費が千二百八十一万七千円でございます。その他、国際労働関係の事務理費といったまして九百三万三千円計上してございます。

第十は、その他の経費でございまが、これが四億三千九百三十六万九円で、ただいままで申し上げましたかの事務費、人件費等を合せましてここに掲げてございます。

それから第三は、けい肺等の保護費の負担金でございます。これが三億九千八百四十八万三千円でございます。前年に比べまして大幅に増加をいたしておりますのは、昨年成立いたしましたけい肺等特別法の臨時措置法に基きまして国庫負担が三十四年度におきまして相当支出される関係でございまして。内容は従来からあります特別保護法分、これは国庫負担が五割でござい

それから婦人の職業対策費といたしまして、内職相談所の経費並びに家事サービス職業補導所の経費を計上いたしました。内職相談所は一ヵ力所の運営費を一千七百三十一万二千円計上してございます。内職相談所は一ヵ力所の運営費を一千七百三十一万二千円計上してござります。それから家事サービス職業補導所は、前年度同様二ヵ所の運営費を二百四十四万二千円計上してござります。

個々に御説明申し上げました経費を除きまして、三十七億五百八十四万二千円といううことに相なるわけでござります。前年に比しまして約三億円の増加いたしました。

から失業者の帰趣につきましての調費として失業保険特別会計に二百二万九千円を計上してございます。これには新規の予算でござります。

それが九月第一回は、内閣府令に必要な  
経費でござります。二十三ページ  
ございまですが、これは労働本省の府令  
費並びに第一線の労働基準監督署、  
共職業安定所等の府令の建築費でござ  
ります。労働本省の府令につきまし  
ては、前年五千五百万円に引き続きまして、  
三十四年度二億二千四百六十七万円  
計上してござります。それから地方公  
署につきましては、監督署關係が一  
会計におきまして三千五百五十五万

千円、労災保険特別会計におきまして五千五十三万六千円、合せまして八千六百九万五千円になりますが、これを計上してございます。内容は、ここにござりますように、二十六カ所の監督署を建築いたすための経費でござります。

それから安定所関係につきましては、一般会計で八千三百二十六万二千円、失業保険特別会計で一億三千七百六十五万六千円、合せまして二億一千九十一万八千円になりますが、これを計上してございます。これは安定所を三十カ所新たに建築をいたしますための経費でござります。

以上で、労働省所管の一般会計につきましてごく概要の御説明を申し上げました。

引き続きまして、労働省所管の特別会計の概要につきまして御説明を申し上げます。

労働省所管の特別会計は、労働者災害補償保険特別会計と失業保険特別会計の二つでございますが、その規模は、一ページにございますように、労災保険におきましては、歳入歳出とも三百六十一億四千四百七十五万一千円でござります。前年に比しまして四十五億二千五万五千円の増になっております。

それから失業保険特別会計におきましては、歳入歳出とも四百八十八億三千六百四十五万三千円でございまして、前年に比しまして七億五千六百六十万一千円の減になっております。これは先ほど申し上げましたような社会保険についての国庫負担並びに料率の総合調整の計画に基きました数字で、

その結果の減が掲げられておるわけでござります。

内容につきましては、労災保険につきまして六ページに保険施設費が掲げてございます。保険施設費といたしまして二億八千八十七万三千円を計上してござります。これは労災保険の保険施設としまして、労災病院、傷痍者訓練所、看護婦養成所等を労働福祉事業団をして設置經營さしておりますのでござります。

それで、その經營に要する経費でございまして、交付金といいます。福祉事業団に対しまして交付金といいます。福社事業団に対して五千九百六十八万七千円を計上してござります。それからその他

の保険施設といたしまして、外科後処置等診療の委託、義肢等の支給、巡回診療の委託、災害防止の対策、職業病防止対策等の保険施設の事業を行なっておりますので、これらの経費を合せまして二億八千八十七万三千円を保険施設費として計上をいたしております。

それから次の一ページに労働福祉事業団の出資金を掲げてございますが、十四億二千一百十万五千円でございまして、これは労災病院等の施設の設置に要する建築費とそれから機械器具の整備に要する経費でございます。新設病院は、三十四年度において四病院を予定いたしておりまして、この経費が三億三千四百二十三万円でござります。

それから職能回復の指導施設費といつたしまして一カ所分五千九百四十九万七千円を計上してござります。それから既設の病院等の整備費といたしまして一千九百三十五万三千円を計上してございまして、この二つにつきましては、職業訓練のところで先ほど御説明申し上げました通りでございます。

それから雇用促進のための経費といつたしまして、雇用促進等の事務費四百五十四万三千円を計上してござります。

その他、事務的な経費がござりますが、それは省略をさせていただきまして、特別会計二つにつきましてごく概略の御説明を申し上げました。

以上におきまして労働省所管全般の

数等は、次に書いてございます通りでございます。

それから失業保険の方につきましては、保険料収入の面におきまして、先ほど申し上げましたような趣旨で、料率を引き下げるという関係を織り込み

ました保険料収入が八ページの三百五十一億九千二百萬円として計上してござります。それから歳出の面につきましては、九ページにございます。保険金につきましては、先ほど一般会計のとおりで申し上げた通りでございます。

それから保険施設費がその次に掲げてございます。これが五億四千二万八百七十三万一千円でござります。これ

は先ほど申し上げました総合職業訓練

所に要する経費と、それから労働福祉館に要する経費、これは日雇労働者のために食堂、理髪所等を經營いたしました施設でございます。この関係の経費

が二百七七十万円で、その他の経費が三千七百万円、これは、労働福祉事業団の本部に要する経費でございます。これらを合せまして四億五百七十三万一千円になります。そのほか、二の職業訓練の施設費、それから三の職業訓練の施設費の補助金、この二つにつきましては、職業訓練のところで先ほど御説明申し上げました通りでございます。

それから五といたしまして、被保険者住宅の建設費でございますが、これは三十三年度におきまして二棟分五千五百円を計上いたしましたが、三十四年度におきましても、引き続きざら一千七百五十万円の建築費を計上してござります。

その他、事務的な経費がござりますが、それは省略をさせていただきまして、特別会計二つにつきましてごく概略の御説明を申し上げました。

以上におきまして労働省所管全般の

具の整備費等を事業団に出資をいたしました。その関係の経費が十億一千二百三十一万六千円を計上してござります。

それから第三といたしまして、先ほど申し上げましたような趣旨で、料率を引き下げるという関係を織り込み

ました。

それから事業団の出資金の第三とい

たしまして、簡易宿泊施設の経費がござります。これは港湾労働者のための簡易宿泊施設でございまして、二千二百八十三万二千円を計上してございまして、未帰還者に対する特別措置法案によりますので、これらの経費を合せまして二億八千八十七万三千円を保険施設費として計上をいたしております。

それから第三といたしまして、二千二

百八十三万二千円を計上してございまして、未帰還者に対する特別措置法案によりますので、これまで三十カ所を増やすかに三十四年度さらにつきましては、九ページにござります。この内容は、労働福祉事業団に対しまして交付金が四億五百七十三万一千円でござります。これ

は先ほど申し上げました総合職業訓練

所に要する経費と、それから労働福祉

館に要する経費、これは日雇労働者の

ために食堂、理髪所等を經營いたしま

したための建築費でございまして、

それから第四といたしまして、労働

福祉館の施設費でござります。先ほど

交付金で運営費を計上してございまして、建設費といたしまして、三カ所分

二千五百一萬三千円を計上してござ

ます。

それから第五といたしまして、被保険

者住宅の建設費でござりますが、これ

は三十三年度におきまして二棟分五千五百円を計上いたしましたが、三十四年度におきましても、引き続きざら一千七百五十万円の建築費を計上してござります。

その他、事務的な経費がござりますが、それは省略をさせていただきまして、特別会計二つにつきましてごく概

略の御説明を申し上げました。

以上におきまして労働省所管全般の

二月三日本委員会に左の案件を付託された。

二月三日本委員会に左の案件を付託された。

一、未帰還者に対する特別措置法案

（衆）

（予備審査のための付託は二月二日）

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業退職金共済法案

（二月二十四日—第二十七条）

中小企業退職金共済法

（第二十四条—第二十七条）

中小企業退職金共済事業

團（第二十八条—第六十条）

第五章 国の補助（第六十二条—第六十六条）

第六章 雜則（第六十二条—第六十六条）

（十五条）

第七章 討則（第六十六条—第六十九条）

（十九条）

○委員長（久保等君） 本件に対する質疑は、次回以降にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、中小企業の從業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基き、その拠出による退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、常時雇用する従業員の数が百人（金融業若しくは保険業、不動産業、卸売業若しくは小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、三十人）をこえない事業主（國、地方公共団体その他労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。

第三条 この法律で「退職金共済契約」とは、事業団が中小企业退職金共済事業団（以下「事業団」という。）について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

第四条 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が中小企业退職金共済事業団（以下「事業団」という。）に掛金を納付することを約し、事業団がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めることにより、退職金を支給することを約する契約をいう。

第五条 この法律で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

第六条 この法律で「被共済者」とは、退職金共済契約により事業団がその退職について退職金を支給すべき者をいう。

## 第二章 退職金共済契約

### (契約の締結)

第三条 中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。

現に退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな退職金共済契約を締結することができない。

事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職金共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約を解除され、その解除の日から六月を経過しない者であるとき。

二 当該申込に係る被共済者が第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないものであるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める正当な理由があるとき。

四 退職金共済契約の解除は、将来の労働省令で定める正当な理由があるとき。

五 前条第二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

（掛金月額の変更）

第六条 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込があつたときは、これを承諾しなければならない。

第七条 事業団は、共済契約を解除することができる。

第八条 事業団又は共済契約者は、第二項又は第三項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除することができない。

第九条 事業団は、共済契約者から掛金月額の減少の申込については、前条第三項各号に掲げる場合を除き、これを承諾してはならない。

第十条 事業団は、被共済者がその責に帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、労働省令で定める基準に従い労働大臣が相当であると認めたときは、事業団は、労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

（遺族の範囲及び順位）

第十一條 前条第一項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族

### （掛金の納付）

らかにし、かつ、掛金月額に相当する額の中込金を添えてしなければならない。

申込金は、退職金共済契約が効力を持った日の属する月の掛金に充当する。

事業団は、退職金共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還なければならない。

（契約の成立）

第七条 退職金共済契約は、事業団がその申込を承諾したときは、その申込の日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

（掛金の納付）

第八条 退職金共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

事業団は、退職金共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済手帳を交付しなければならない。

（契約の解除）

第九条 事業団は、共済契約者から掛金月額の減少の申込があつたときは、これを承諾しなければならない。

第十条 事業団は、被共済者がその責に帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、労働省令で定める基準に従い労働大臣が相当であると認めたときは、事業団は、労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

### （掛金の納付）

第十一条 事業団は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

二 共済契約書が中小企業者でない事業主となつたとき。

三 被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手当金（以下「退職金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたとき。

四 退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。

一 掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額（掛金納付月数のうちに当該共済契約者が下欄に定める金額の二倍に相当する額に、中小企業者であつた期間に係るものがあるときは、掛金納付月数に応じ同表の下欄に定める金額の二倍に相当する額に、中小企業者であつた期間に係るものがあるときは、掛金納付月数に応じ同表の下欄に定める金額からその下欄に定める金額の二倍の額を減じて得た額を加算した金額）

二 二百円をこえる掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ同表の下欄に定める金額

三 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

四 第七条第一項及び第二項の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

（遺族の範囲及び順位）

第十一條 前条第一項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族

は、次の各号に掲げる者とする。  
一 配偶者（届出をしていない者を含む。）  
が、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの。

三 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持している親族。

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの。

5 退職金を受けるべき遺族の順位

は前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちであつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母の順とする。

前項の規定により退職金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、退職金は、その人数によつて等分して支給する。

（次格）

第十二条 故意の犯罪行為により被共済者を死させた者は、前条の規定にかかるらず、退職金を受けることができない。被共済者の死亡前に、その者の死亡によつて退職金を受けるべき者を故意の犯罪

行為により死亡させた者についても、同様とする。

第十三条 退職金共済契約が解除されたときは、事業団は、被共済者に解約手当金を支給する。

第十八条 第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、労働省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

第二十条 第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税

解約手当金は、支給しない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税又は差し押えることができない。

第二十一条 第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税又は差し押えることができない。

第二十二条 第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税又は差し押えることができない。

（未成年者の独立請求）  
第十五条 未成年者である被共済者は、独立して、当該退職金共済契約に係る退職金等を請求することができる。

（譲渡等の禁止）  
第十六条 退職金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

（滞納処分）  
第十七条 倘りその他不正の行為により退職金等の支給を受けた者がいる場合は、事業団は、その者から当該退職金等を返還させることができる。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、事業団は、その者に対しとができる。この場合において、支給を受けた者と連帯して退職金等を返還させることができるものとする。

（退職金等の返還）  
第十八条 第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税又は差し押えることができない。

（掛金納付月数の通算）  
第十九条 事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

（掛金納付月数の通算）  
第二十条 事業団は、納付期限後に掛金を納付する共済契約者に対し、割増金を納付させることができる。

（掛金納付月数の通算）  
第二十一条 事業団は、當時五年未満の従業員を雇用する共済契約者に退職金等を支給すべき場合において、第一項の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その退職金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（掛金の納付）  
第二十二条 事業団は、當時五年未満の従業員を雇用する共済契約者に退職金等を支給すべき場合において、第一項の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その退職金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（掛金の納付）  
第二十三条 事業団は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（掛金の納付）  
第二十四条 共済契約者は、被共済者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。

（掛金の納付）  
第二十五条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（掛金の納付）  
第二十六条 事業団は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（掛金の納付）  
第二十七条 事業団は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（掛金の納付）  
第二十八条 事業団は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（月の末日）  
月の末日（退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月における掛金月額によつては、その退職の日又はその解除の日）における掛金月額により毎月分の掛金を翌月末日までに納付しなければならない。

（前納の場合の減額）  
第二十九条 事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

（期間計算の特例）  
第二十条 第二項第三号の規定により退職金等の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

（第三章 共済契約者及び被共済者）  
第二十一条 共済契約者は、被共済手帳を提示しなければならない。

（退職金共済手帳の提示等）  
第二十二条 共済契約者は、被共済者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。

（退職金共済手帳の提示等）  
第二十三条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（退職金共済手帳の提示等）  
第二十四条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（退職金共済手帳の提示等）  
第二十五条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（退職金共済手帳の提示等）  
第二十六条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（退職金共済手帳の提示等）  
第二十七条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（退職金共済手帳の提示等）  
第二十八条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（退職金共済手帳の提示等）  
第二十九条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（退職金共済手帳の提示等）  
第三十条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（退職金共済手帳の提示等）  
第三十一条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（退職金共済手帳の提示等）  
第三十二条 共済契約者は、被共済者が被共済者とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

(不利益取扱の禁止)

第二十五条 中小企業者は、退職金共済契約に關し、従業員に對して不當な差別的取扱をしてはならない。

(届出)

第二十六条 共済契約者は、中小企業者でない事業主となつたとき、又は被共済者が退職したときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

(報告等)

第二十七条 事業団は、業務の執行に必要な限度において、共済契約者は又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができ

(目的)

第二十八条 事業団は、この法律の規定による中小企業退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設の設置及び管理を行うことを目的とする。

(法人格)

第二十九条 事業団は、法人とする事務所

第三十条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(登記) 第三十一条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後ではなければならない。

(役員の欠格条項)

第三十二条 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第三十三条 国会議員、國家公務員

(名称使用の制限)

第三十二条 事業団でない者は、中小企業退職金共済事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第三十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

(役員)

第三十四条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第三十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行いうる。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第三十六条 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 労働大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、理事長が労働大臣の認可を受けたときには、その職務を代理する。

(役員の任期)

第三十七条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第三十八条 国会議員、國家公務員

これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

第三十九条 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めることは、その役員を解任することができる。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めることは、その役員を解任することができる。

3 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 前項第二号に掲げる業務は、同様に該当するとき。

3 前項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

2 前項第二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第二号に掲げる業務は、同様に該当するとき。

3 理事長は、前項の規定により理事長の認可を受けなければならぬ。

2 前項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第二号に掲げる業務は、同様に該当するとき。

3 理事長は、前項の規定により理事長の認可を受けなければならぬ。

2 前項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第二号に掲げる業務は、同様に該当するとき。

3 理事長は、前項の規定により理事長の認可を受けなければならぬ。

2 前項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。

2 前項第二号に掲げる業務は、同様に該当するとき。

(職員の任命)

第四十二条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第四十三条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(事業年度)

第四十七条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日目に終る。

(予算等の認可)

第四十八条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。これを受けるべき事業年度の予算は、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。

2 事業年度の予算は、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第二号に掲げる業務は、同様に該当するとき。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

業務の一部を委託することができ

る。事業団は、労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対して、調査、広報その他その業務(前項に規定するものを除く)の一部を委託することができる。

(業務方法書)

第四十四条 事業団は、第二十八条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 この法律の規定による中小企

業退職金共済事業を行うこと。

2 保健、保養又は教養のための施設の経営を行うこと。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第一号に掲げる業務は、同

様に該当するとき。

3 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## (利益及び損失の処理)

第五十一条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前事業の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、借入金の制限

第五十二条 事業団は、借入金をしてはならない。ただし、第四十四条第一項第一号に掲げる業務を行うため必要な場合において、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(余裕金の運用)

第五十三条 事業団は、業務上の余裕金を運用するにあたっては、第三項に規定するものほか、次の各号に掲げる方法によつてはならない。

一 労働大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 労働大臣及び通商産業大臣が指定する有価証券の取得

三 不動産の取得

2 事業団は運用方法を特定する金銭信託又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじめ、労働大臣の承認を受けなければならない。

3 事業団は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一

## 定の金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

4 事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金に融通されるよう配慮されなければならない。

## (財産の処分等の制限)

第五十四条 事業団は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

## (規程)

第五十五条 事業団は、業務開始の際、次の各号に掲げる事項について規程を定め、労働大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## 一 会計に関する事項

## (労働省令への委任)

第五十六条 この法律に規定するもののか、事業団の財務及び会計手当に關する事項は、労働省令で定める。

2 第五十七条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき

## は、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第五十八条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対し業務及び資産の状況に關し報告させ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第五十九条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(解散)

第五十九条 事業団の解散については、別に法律で定める。

## (協議)

第六十条 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

## 一 第四十五条第一項、第四十八条第一項、第五十四条第二項、第四十八条第二項、第五十五条第一項の規定による認可をしようとするとき。

## (労働省令への委任)

第五十六条 この法律に規定するもののか、事業団の財務及び会計手当に關する事項は、労働省令で定める。

2 第五十七条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとき

## なければならない。

一 第四十五条第一項、第四十六条第二項又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

2 第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。

3 第五十三条第一項、第五十二条第一項の規定による承認をしようとするとき。

一 第五十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

2 第五十三条第四項の規定による認可をしようとするとき。

3 第五章 国の補助

## (国の補助)

第六十一条 国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一 掛金納付月数(共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下この号において同じ)が八十四ヶ月以上である被共済者に係る退職金(掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額に百分の五(掛金納付月数が百二十月以上の場合は、百分の十)を乗じて得た額に相当する部分に限る。)の支給に要する費用

二 第七章 刑則

## (賃料の免除)

第六十二条 掛金及び退職金等の額の検討

## 二 事業団の事務に要する費用

## (第六章 雜則)

二 第四十五条第二項、第五十四条第二項又は第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。

3 第五十一条第一項、第五十二条第一項の規定による承認をしようとするとき。

2 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、通商産業大臣と協議し

## (職權の委任)

第六十三条 この法律に規定する労働大臣の職權で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

第六十四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に関しては、第十一条第三項、第十四条及び前条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十条第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「海運局長」とする。

第六十五条 市町村(特別区を含む)の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)は、当該市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより、事業団又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対する被共済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者との戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項(第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む。)又は第二十四条の規定に違反した者

二 第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十七条 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのか、その法人又は人に對しても、

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に處する。

第六十九条 この法律の規定により労働大臣又は労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第三十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十四条第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十三条第一項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十七条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したところの報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

六 第五十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

第七十条 附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 労働大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

2 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第五条 この法律の施行の際現に中

小企業退職金共済事業団といふ名稱を使用している者は、この法律の施行後六ヶ月以内にその名称を変更しなければならない。この場合

第六十九条 第二十二条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に處する。

第六十条 事業団の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず

ず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十日終るものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画についてには、第四十八条中「事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅延なく」とする。

(從前の積立事業についての取扱)

第八条 事業団が第四十四条第一項第一号の業務を開始する際に中小企業者が共同して実施している

従業員のための退職金積立の事業(以下この条において「積立事業」という)で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定する

ものに参加している中小企業者(以下この条において「積立事業者」という)が、同号の業務の開始の日から一年以内に当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、その退職金共済契約の効力の生じた日から三ヶ月以内に、労働省令で定めることにより、当該従業員について該積立事業に積み立てられてる金額の範囲内で、別表第二の上欄に定める金額に掛金納付月数を百円で除した数を乗じて得た金額を事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数(その期間の月数が六十月を超えるときは、六十月)をこえることができない。

第六十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四条)の一部を次のように改正する。

二十七ノ二 中小企業退職金共済事業団が中小企業退職金共済事業団を「労働福祉事業団」に改称する。

二十八ノ二 中小企業退職金共済事業団が「農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

第六十二条 法人税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

二十九ノ二 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二号)の三を

二十三年法律第八十三号の二の次に

四号の四とし、第四号の二の次に

四号を加える。

第三条第一項中第四号の三を

二十三年法律第八十三号の二の次に

四号の四とし、第四号の二の次に

四号を加える。

第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四条)の一部を次のように改正する。

二十八ノ二 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二号)の一部を

二十三年法律第八十三号の二の次に

四号を加える。

二十九ノ二 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二号)の一部を

二十三年法律第八十三号の二の次に

四号を加える。

省令を定めようとするときは、大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法(明治三十九年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十九条第七号中「労働福祉事業団」の下に「中小企業退職金共済事業団」を「農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

第五条第一項第四号中「並びに

農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

(中小企業厅設置法の一部改正)

第十三条 中小企業厅設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の三を

二十三年法律第八十三号の二の次に

四号の四とし、第四号の二の次に

四号を加える。

四の三 中小企業退職金共済法

による中小企業退職金共済法

による中小企業退職金共済法

(労働省設置法の一部改正)

第十四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第一百六十二号)の一部を

次のように改正する。

第四条第十九号の三の次に

一号を加える。

十九の四 中小企業退職金共済法

法第十一条ノ退職金若ハ同法第

十三条ノ解約手当金ニ関スル

証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第三号)の一部を

次のように改正する。

第十三条第一項第十二号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を

「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

第六号の次に次の一号を加える。

七 中小企業退職金共済事業団の監督その他中小企業退職金

共済法の施行に関する」と。

(地方税法の一一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

第七十二条の五第一項第四号中 のように改正する。

「並びに農林漁業団体職員共済組 合」を「農林漁業団体職員共済組 合」に改める。

合並びに中小企業退職金共済事業 団に改める。

別表第一

掛金納付月数	金	額
一二月	七三〇円	三六〇円
一三月	八四〇円	四二〇円
一四月	九六〇円	四八〇円
一五月	一〇八〇円	五四〇円
一六月	一一二〇円	六〇〇円
一七月	一、三四〇円	六七〇円
一八月	一、四八〇円	七四〇円
一九月	一、六四〇円	八二〇円
二〇月	一、八〇〇円	九〇〇円
二二月	一、九八〇円	九九〇円
二三月	二、一六〇円	一〇八〇円
二四月	二、三四〇円	一二七〇円
二五月	二、五四〇円	一二七〇円
二六月	二、七四〇円	一三七〇円
二七月	二、九六〇円	一四八〇円
二八月	三、一八〇円	一五九〇円
二九月	三、六二〇円	一八一〇円
三〇月	三、八六〇円	一九三〇円
三一月	四、一六〇円	二〇八〇円
三二月	四、四六〇円	二二三〇円
三三月	四、七六〇円	二二六〇円

三四月	五、〇六〇円	二、五三〇円
三五月	五、三六〇円	二、六八〇円
三六月	五、六六〇円	二、八三〇円
三七月	五、九八〇円	二、九九〇円
三八月	六、三〇〇円	三、一五〇円
三九月	六、六二〇円	三、三二〇円
三四〇月	六、九四〇円	三、四七〇円
四二月	七、二六〇円	三、六三〇円
四三月	七、五八〇円	三、七九〇円
三四四月	八、二二〇円	三、九五〇円
三四五月	八、五四〇円	四、一一〇円
三四六月	八、八六〇円	四、四三〇円
三四七月	九、一八〇円	四、五九〇円
三四八月	九、五〇〇円	四、七五〇円
三四九月	九、八二〇円	四、九一〇円
三四十月	一〇、一四〇円	五、〇七〇円
三四十一月	一〇、四六〇円	五、二三〇円
三四一二月	一〇、七八〇円	五、三九〇円
三四一月	一一、一〇〇円	五、五五〇円
三四二月	一一、四二〇円	五、七一〇円
三四三月	一一、七四〇円	五、八七〇円
三四四月	一一、七四〇円	六、〇三〇円

五七月	一二、三八〇円	六、一九〇円
五八月	一二、七〇〇円	六、三五〇円
五九月	一三、〇二〇円	六、五一〇円
六〇月	一三、三四〇円	六、六七〇円
六一月	一三、六八〇円	六、八四〇円
六二月	一四、〇二〇円	七、〇二〇円
六三月	一四、三六〇円	七、一八〇円
六四月	一四、七〇〇円	七、三五〇円
六五月	一五、〇四〇円	七、五二〇円
六六月	一五、三八〇円	七、六九〇円
六七月	一五、七二〇円	七、八六〇円
六八月	一六、〇六〇円	八、〇三〇円
六九月	一六、四〇〇円	八、二〇〇円
七〇月	一六、七四〇円	八、三七〇円
七二月	一七、〇八〇円	八、五四〇円
七三月	一七、四三〇円	八、七一〇円
七四月	一八、一〇〇円	九、〇五〇円
七五月	一七、七六〇円	八、八八〇円
七六月	一八、七八〇円	九、三三〇円
七七月	一九、一二〇円	九、五六〇円
七八月	一九、四六〇円	九、七三〇円
七九月	一九、八〇〇円	九、九〇〇円
八〇月	二〇、一四〇円	一〇、〇七〇円
八一月	二〇、五〇〇円	一〇、二五〇円
八二月	二〇、八六〇円	一〇、四三〇円

八三月	二、二三〇円	一〇、六一〇円
八四月	二三、七二〇円	一〇、七九〇円
八五月	二三、〇九〇円	一一、九七〇円
八六月	二三、四七〇円	一一、一五〇円
八七月	二三、八五〇円	一一、三三〇円
八八月	二四、二五〇円	一一、五二〇円
八九月	二四、六五〇円	一一、七一〇円
九〇月	二五、〇五〇円	一一、九〇〇円
九一月	二五、四五〇円	一二、〇九〇円
九二月	二五、八五〇円	一二、二八〇円
九三月	二六、二五〇円	一二、四七〇円
九四月	二六、六六〇円	一二、六六〇円
九五月	二七、〇八〇円	一二、八六〇円
九六月	二七、五〇〇円	一二、〇六〇円
九七月	二七、九二〇円	一三、二六〇円
九八月	二八、三四〇円	一三、四六〇円
九九月	二八、七六〇円	一三、六六〇円
一〇〇月	二九、一八〇円	一三、八六〇円
一〇一月	二九、六〇〇円	一四、〇六〇円
一〇二月	三〇、〇四〇円	一四、二七〇円
一〇三月	三〇、四八〇円	一四、四八〇円
一〇四月	三〇、九二〇円	一四、六九〇円
一〇五月	三一、三七〇円	一四、九〇〇円
一〇六月	三一、八二〇円	一五、一一〇円
一〇七月	三一、二八〇円	一五、三三〇円
一〇八月	三一、七四〇円	一五、五五〇円

一〇九月	三三、二〇〇円	一五、七七〇円	一三五月	四九、〇三〇円	二六、〇六〇円
一一〇月	三三、六六〇円	一五、九九〇円	一三六月	四九、六三〇円	二七、三三〇円
一一一月	三四、一二〇円	一六、二二〇円	一三七月	五〇、三一〇円	二七、六〇〇円
一一二月	三四、五九〇円	一六、四三〇円	一三八月	五〇、八二〇円	二三、八七〇円
一一三月	三五、〇六〇円	一六、六五〇円	一三九月	五一、四三〇円	二三、一四〇円
一一四月	三五、五四〇円	一六、八八〇円	一四〇月	五六、〇五〇円	二三、四三〇円
一一五月	三六、〇三〇円	一七、一一〇円	一四一月	五二、六七〇円	二三、七〇〇円
一一六月	三六、五〇〇円	一七、三四〇円	一四二月	五三、三九〇円	二三、九八〇円
一一七月	三六、九八〇円	一七、五七〇円	一四三月	五三、九二〇円	二四、二六〇円
一一八月	三七、四七〇円	一七、八〇〇円	一四四月	五四、五三〇円	二四、五四〇円
一一九月	三七、九八〇円	一八、〇四〇円	一四五月	五五、一七〇円	二四、八三〇円
一一〇月	四〇、六三〇円	一八、二八〇円	一四六月	五五、八一〇円	二五、一二〇円
一一一月	四一、一六〇円	一八、五三〇円	一四七月	五六、四五〇円	二五、四二〇円
一一二月	四一、六九〇円	一八、七六〇円	一四八月	五七、〇九〇円	二五、七〇〇円
一一三月	四二、三三〇円	一九、〇〇〇円	一四九月	五七、七四〇円	二五、九九〇円
一一四月	四二、七六〇円	一九、二四〇円	一五〇月	五八、四〇〇円	二六、五八〇円
一一五月	四三、三一〇円	一九、四九〇円	一五一月	五九、〇六〇円	二六、七八〇円
一一六月	四三、八六〇円	一九、七四〇円	一五二月	五六、七二〇円	二六、八八〇円
一一七月	四四、四二〇円	一九、九九〇円	一五三月	六〇、三八〇円	二七、一八〇円
一一八月	四五、九七〇円	二〇、三四〇円	一五四月	六一、〇四〇円	二七、四八〇円
一一九月	四五、五三〇円	二〇、四九〇円	一五五月	六二、七〇〇円	二七、七八〇円
一一〇月	四六、一〇〇円	二〇、七五〇円	一五六月	六三、三六〇円	二八、〇八〇円
一一一月	四六、六八〇円	二一、〇二〇円	一五七月	六三、七〇〇円	二八、三八〇円
一一二月	四七、二六〇円	二一、二七〇円	一五八月	六四、三七〇円	二八、六八〇円
一一三月	四七、八四〇円	二一、五三〇円	一五九月	六四、三七〇円	二八、九八〇円
一一四月	四八、四二〇円	二二、七九〇円	一六〇月	六五、〇四〇円	二九、二八〇円

一三五月	四九、〇三〇円	二六、〇六〇円
一三六月	四九、六三〇円	二七、三三〇円
一三七月	五〇、三一〇円	二七、六〇〇円
一三八月	五〇、八二〇円	二三、八七〇円
一三九月	五一、四三〇円	二三、一四〇円
一四〇月	五六、〇五〇円	二三、四三〇円
一四一月	五二、六七〇円	二三、七〇〇円
一四二月	五三、三九〇円	二三、九八〇円
一四三月	五三、九二〇円	二四、二六〇円
一四四月	五四、五三〇円	二四、五四〇円
一四五月	五五、一七〇円	二四、八三〇円
一四六月	五五、八一〇円	二五、一二〇円
一四七月	五六、四五〇円	二五、四二〇円
一四八月	五七、〇九〇円	二五、七〇〇円
一四九月	五七、七四〇円	二五、九九〇円
一五〇月	五八、四〇〇円	二六、五八〇円
一五一月	五九、〇六〇円	二六、七八〇円
一五二月	五六、七二〇円	二六、八八〇円
一五三月	六〇、三八〇円	二七、一八〇円
一五四月	六一、〇四〇円	二七、四八〇円
一五五月	六二、七〇〇円	二七、七八〇円
一五六月	六三、三六〇円	二八、〇八〇円
一五七月	六三、七〇〇円	二八、三八〇円
一五八月	六四、三七〇円	二八、六八〇円
一五九月	六四、三七〇円	二八、九八〇円
一六〇月	六五、〇四〇円	二九、二八〇円

一六一月	六五、七一〇円	二九、五八〇円
一六二月	六六、三八〇円	二九、八八〇円
一六三月	六七、七〇五〇円	三〇、一八〇円
一六四月	六七、七二〇円	三〇、四八〇円
一六五月	六八、三九〇円	三〇、七八〇円
一六六月	六九、〇六〇円	三一、〇八〇円
一六七月	六九、七三〇円	三一、三八〇円
一六八月	七〇、四〇〇円	三一、六八〇円
一六九月	七一、〇七〇円	三一、九八〇円
一七〇月	七一、七四〇円	三二、二八〇円
一七一月	七二、四一〇円	三二、五八〇円
一七二月	七三、〇八〇円	一九六月
一七三月	七三、七五〇円	一九七月
一七四月	七四、四三〇円	一九八月
一七五月	七五、一一〇円	一九九月
一七六月	七五、八一〇円	二〇〇月
一七七月	七六、五〇〇円	二〇一月
一七八月	七七、一九〇円	九三、二三〇円
一七九月	七七、八八〇円	九三、九六〇円
一八〇月	七八、五七〇円	九四、六九〇円
一八一月	七八、二六〇円	九五、四二〇円
一八二月	七九、九五〇円	九六、九〇〇円
一八三月	八〇、六四〇円	二〇四月
一八四月	八一、三三〇円	二〇五月
一八五月	八二、〇三〇円	二〇六月
一八六月	八二、七一〇円	二〇七月
		九七、六五〇円
		九八、四〇〇円
		四三、九四〇円
		四五、六二〇円
		四五、九六〇円
		四五、三〇〇円
		四五、六四〇円

一八七月	八三、四〇〇円	三七、五三〇円
一八八月	八四、〇九〇円	三七、八四〇円
一八九月	八四、七八〇円	三八、一五〇円
一九〇月	八五、四七〇円	三八、四六〇円
一九一月	八六、一六〇円	三八、七七〇円
一九二月	八六、八五〇円	三九、〇八〇円
一九三月	八七、五四〇円	三九、七〇〇円
一九四月	八八、二三〇円	三九、七〇〇円
一九五月	八八、九四〇円	四〇、〇二〇円
一九六月	八九、六五〇円	四〇、三四〇円
一九七月	九〇、三六〇円	四〇、六六〇円
一九八月	九一、〇七〇円	四〇、九八〇円
一九九月	九一、七八〇円	四一、三〇〇円
二〇〇月	九一、五〇〇円	四一、九五〇円
二〇一月	九三、二三〇円	四二、六二〇円
二〇二月	九三、九六〇円	四二、二八〇円
二〇三月	九四、六九〇円	四二、六一〇円
二〇四月	九五、四二〇円	四二、九四〇円
二〇五月	九六、一六〇円	四三、二七〇円
二〇六月	九六、九〇〇円	四三、六〇〇円
二〇七月	九七、六五〇円	四三、九四〇円
二〇八月	九八、四〇〇円	四五、六二〇円
二〇九月	九九、一五〇円	四五、九六〇円
二〇十月	九九、九一〇円	四五、三〇〇円
二十一月	一〇〇、六七〇円	四五、六四〇円
二十二月	一〇一、四三〇円	

二二三月	一一一、二〇〇円	四五、九九〇円	二三九月	一二三、五五〇円	五五、六〇〇円
二一四月	一〇一、九七〇円	四六、三四〇円	二四〇月	一一四、四二〇円	五五、九九〇円
二一五月	一〇三、七五〇円	四六、六九〇円	二四一月	一一五、三一〇円	五六、三九〇円
二一六月	一〇四、五三〇円	四七、〇四〇円	二四二月	一一六、二〇〇円	五六、七九〇円
二一七月	一〇五、三一〇円	四七、三九〇円	二四三月	一一七、〇九〇円	五七、一九〇円
二一八月	一〇六、〇九〇円	四七、七四〇円	二四四月	一一七、九八〇円	五七、五九〇円
二一九月	一〇六、八九〇円	四八、一〇〇円	二四五月	一二八、八七〇円	五八、九九〇円
二二〇月	一〇七、六九〇円	四八、四六〇円	二四六月	一二九、七八〇円	五八、四〇〇円
二二一月	一〇八、四九〇円	四八、八二〇円	二四七月	一二〇、六九〇円	五八、八一〇円
二二二月	一〇九、二九〇円	四九、一八〇円	二四八月	一二一、六〇〇円	五九、二一〇円
二二三月	一一〇、〇九〇円	四九、五四〇円	二四九月	一二二、五一〇円	五六、六三〇円
二二四月	一一〇、九一〇円	四九、九一〇円	二五〇月	一二三、四三〇円	六〇、〇四〇円
二二五月	一一一、七三〇円	五〇、二八〇円	二五一月	一二四、三六〇円	六〇、四六〇円
二二六月	一二二、五五〇円	五〇、六五〇円	二五二月	一二五、二九〇円	六〇、八八〇円
二二七月	一二三、三七〇円	五一、〇二〇円	二五三月	一二六、三二〇円	六一、三〇〇円
二二八月	一二四、一九〇円	五一、三九〇円	二五四月	一二七、一五〇円	六二、七二〇円
二二九月	一二五、〇二〇円	五一、七六〇円	二五五月	一二八、〇九〇円	六二、一四〇円
二二十月	一二五、八六〇円	五二、一四〇円	二五六月	一二九、〇四〇円	六二、五七〇円
二二十一月	一二六、七〇〇円	五二、五三〇円	二五七月	一二九、九九〇円	六三、〇〇〇円
二二十二月	一二七、五四〇円	五二、九〇〇円	二五八月	一二〇、九五〇円	六三、四三〇円
二二十三月	一二八、三八〇円	五三、二八〇円	二五九月	一二一、九一〇円	六三、八六〇円
二二十四月	一二九、二三〇円	五三、六六〇円	二六〇日	一二二、八七〇円	六四、二九〇円
二二五月	一二〇、〇九〇円	五四、〇四〇円	二六二月	一二三、八四〇円	六四、七三〇円
二二六月	一二〇、九五〇円	五四、四三〇円	二六三月	一二四、八二〇円	六五、一七〇円
二二七月	一二一、八一〇円	五四、八二〇円	二六四月	一二五、八〇〇円	六五、六一〇円
二二八月	一二二、六八〇円	五五、二二〇円			六六、〇五〇円

二二九月	一二五、二九〇円	六一、三〇〇円	二三九月	一二六、三二〇円	五六、六〇〇円
二三十月	一二五、八六〇円	六二、一四〇円	二三十月	一二七、〇四〇円	五六、九九〇円
二三十一月	一二六、七〇〇円	六二、五三〇円	二三十一月	一二八、〇九〇円	五六、八六〇円
二三十二月	一二七、五四〇円	六二、九〇〇円	二三十二月	一二九、〇四〇円	五六、七九〇円
二三十三月	一二八、三八〇円	六三、二八〇円	二三十三月	一二九、九九〇円	五六、六三〇円
二三十四月	一二九、二三〇円	六三、六六〇円	二三十四月	一二〇、九五〇円	五六、五九〇円
二三五月	一二〇、〇九〇円	五四、〇四〇円	二三五月	一二一、九一〇円	五六、四六〇円
二三六月	一二〇、九五〇円	五四、四三〇円	二三六月	一二二、八二〇円	五六、三九〇円
二三七月	一二一、八一〇円	五四、八二〇円	二三七月	一二三、八〇〇円	五六、二九〇円
二三八月	一二二、六八〇円	五五、二二〇円	二三八月	一二四、七八〇円	五六、一七〇円

二六五月	一四七、七八〇円	六六、五〇〇円
二六六月	一四八、七八〇円	六六、九五〇円
二六七月	一四九、七八〇円	六七、四〇〇円
二六八月	一五〇、七八〇円	六八、三〇〇円
二六九月	一五一、七八〇円	六八、七五〇円
二七〇月	一五二、七八〇円	六九、二二〇円
二七二月	一五四、八二〇円	六九、六七〇円
二七三月	一五五、八四〇円	七〇、一三〇円
二七四月	一五六、八八〇円	七〇、六〇〇円
二七五月	一五七、九二〇円	七一、〇七〇円
二七六月	一五八、九七〇円	七一、五四〇円
二七七月	一六〇、〇二〇円	七二、〇一〇円
二七八月	一六一、〇七〇円	七二、四八〇円
二七九月	一六二、一三〇円	七二、九六〇円
二八〇月	一六三、二〇〇円	七三、四四〇円
二八一月	一六四、二七〇円	七三、九二〇円
二八二月	一六五、三四〇円	七四、四〇〇円
二八三月	一六六、四二〇円	七五、三八〇円
二八四月	一六七、五一〇円	七五、八七〇円
二八五月	一六八、六〇〇円	七六、三六〇円
二八六月	一六九、六九〇円	七六、八五〇円
二八七月	一七〇、七八〇円	七七、三五〇円
二八八月	一七一、八九〇円	七七、八五〇円
二八九月	一七三、〇〇〇円	七八、三五〇円
二九〇月	一七四、一二〇円	

二九一月	一七五、二五〇円	七八、八六〇円
二九二月	一七六、三八〇円	七九、三七〇円
二九三月	一七七、五一〇円	七九、八八〇円
二九四月	一七八、六四〇円	八〇、三九〇円
二九五月	一七九、七九〇円	八〇、九一〇円
二九六月	一八〇、九四〇円	八一、四三〇円
二九七月	一八二、〇九〇円	八一、九五〇円
二九八月	一八三、二五〇円	八二、四七〇円
二九九月	一八四、四二〇円	八三、九九〇円
三〇〇月	一八五、五七〇円	八三、五一〇円
三〇一月	一八六、七五〇円	八四、〇四〇円
三〇二月	一八七、九三〇円	八四、五四〇円
三〇三月	一八九、一三〇円	八五、一一〇円
三〇四月	一九〇、三三〇円	八五、六五〇円
三〇五月	一九一、五三〇円	八六、一九〇円
三〇六月	一九二、七四〇円	八六、七三〇円
三〇七月	一九三、九六〇円	八七、二八〇円
三〇八月	一九五、一八〇円	八八、九三〇円
三〇九月	一九六、四〇〇円	八九、四九〇円
三〇十月	一九七、六二〇円	九〇、〇五〇円
三一一月	一九八、八六〇円	九〇、六一〇円
三一二月	二〇〇、一一〇円	九一、一八〇円
三二二月	二〇一、三六〇円	九二、三二〇円
三二三月	二〇二、六二〇円	
三二四月	二〇三、八八〇円	
三二五月	二〇五、一五〇円	
三二六月		

三一七月	一一〇、四二〇円	九二、八九〇円	三四三月	一四一、七六〇円	一〇八、七九〇円
三一八月	一二〇、七六九〇円	九三、四六〇円	三四四月	一四三、二二〇円	一〇九、四五〇円
三一九月	一二〇、九八〇円	九四、〇四〇円	三四五月	一四四、六九〇円	一一〇、一一〇円
三一〇月	一二〇、二七〇円	九四、六二〇円	三四六月	一四六、一六〇円	一一〇、七七〇円
三一一月	一一一、五六〇円	九五、二〇〇円	三四七月	一四七、六三〇円	一一一、四三〇円
三一二月	一一一、五六〇円	九五、二〇〇円	三四八月	一四九、一一〇円	一一一、〇九〇円
三一三月	一二二、八七〇円	九五、七九〇円	三四九月	一五〇、六〇〇円	一一一、七六〇円
三一四月	一二四、一八〇円	九六、三八〇円	三四〇月	一五二、一〇〇円	一一三、四四〇円
三一五月	一二六、八二〇円	九七、五七〇円	三五一月	一五三、六〇〇円	一一四、一一〇円
三一六月	一二八、一五〇円	九八、一七〇円	三五二月	一五五、一一〇円	一一四、八〇〇円
三一七月	一二九、四八〇円	九八、七七〇円	三五三月	一五六、六二〇円	一一五、四八〇円
三一八月	一二〇、八二〇円	九九、三七〇円	三五四月	一五六、一三〇円	一一六、一六〇円
三一九月	一二一、一七〇円	九九、九八〇円	三五五月	一五九、六六〇円	一一六、八五〇円
三一〇月	一二三、五三〇円	一〇〇、五九〇円	三五六月	一六一、二〇〇円	一一七、五四〇円
三一一月	一二四、九〇〇円	一〇一、二一〇円	三五七月	一六二、七五〇円	一一八、二四〇円
三一二月	一二六、二八〇円	一〇一、八三〇円	三五八月	一六四、三一〇円	一一八、九四〇円
三一三月	一二七、六六〇円	一〇二、四五〇円	三五九月	一六五、八七〇円	一二九、六四〇円
三一四月	一二九、〇四〇円	一〇三、〇七〇円	三六〇月	一六七、四三〇円	一二〇、三四〇円
三一五月	一二〇、四二〇円	一〇三、六九〇円	三六一月	一六九、〇〇〇円	一二一、〇五〇円
三一六月	一二一、八〇〇円	一〇四、三一〇円	三六二月	一七〇、六〇〇円	一二一、七七〇円
三一七月	一二三、二一〇円	一〇四、九四〇円	三六三月	一七一、一〇〇円	一二二、四九〇円
三一八月	一二四、六二〇円	一〇五、五八〇円	三六四月	一七三、八〇〇円	一二三、九三〇円
三一九月	一二六、〇四〇円	一〇六、二二〇円	三六五月	一七八、〇〇〇円	一二四、六五〇円
三一〇月	一二七、四六〇円	一〇六、八六〇円	三六六月	二七八、六一〇円	一二五、三八〇円
三一一年	一二八、八八〇円	一〇七、五〇〇円	三六七月	二八〇、一六〇円	一二六、一二〇円
三一月	一二〇、三一〇円	一〇八、一四〇円	三六八月	二八〇、一六〇円	一二七、一〇〇円

三一三月	一二九、〇四〇円	一〇九、一〇〇円	三六四月	一七〇、一〇〇円	一二〇、一〇〇円
三一四月	一二九、〇四〇円	一〇九、一〇〇円	三六五月	一七八、〇〇〇円	一二一、一〇〇円
三一五月	一二〇、四二〇円	一〇三、六九〇円	三六六月	一七〇、一〇〇円	一二一、一〇〇円
三一六月	一二一、八〇〇円	一〇四、三一〇円	三六七月	一七一、一〇〇円	一二二、一〇〇円
三一七月	一二三、二一〇円	一〇四、九四〇円	三六八月	一七八、〇〇〇円	一二三、九三〇円
三一八月	一二四、六二〇円	一〇五、五八〇円	三六九月	一七八、〇〇〇円	一二四、六五〇円
三一九月	一二六、〇四〇円	一〇六、二二〇円	三六十月	一七八、〇〇〇円	一二五、三八〇円
三一〇月	一二七、四六〇円	一〇六、八六〇円	三六十一月	一七八、〇〇〇円	一二六、一二〇円
三一一年	一二八、八八〇円	一〇七、五〇〇円	三六十二月	一七八、〇〇〇円	一二七、一〇〇円
三一月	一二〇、三一〇円	一〇八、一四〇円	三六十三月	一七八、〇〇〇円	一二八、一〇〇円

三六九月	二八一、九〇〇円	二三六、八六〇円
三七〇月	二八三、五五〇円	二三七、六〇〇円
三七月	二八五、三〇〇円	二三八、三四〇円
三七二月	二八六、八七〇円	二三九、〇九〇円
三七三月	二八八、五五〇円	二三九、八五〇円
三七四月	二九〇、二四〇円	二三〇、六二〇円
三七五月	二九一、九三〇円	二三一、三七〇円
三七六月	二九三、六三〇円	二三二、二三〇円
三七七月	二九五、三三〇円	二三三、九〇〇円
三七八月	二九七〇、四〇円	二三五、六七〇円
三七九月	二九八、七五〇円	二三四、四四〇円
三八〇月	三〇〇、四七〇円	二三五、三一〇円
三八一月	三〇三、三〇〇円	二三五、九九〇円
三八二月	三〇三、九三〇円	二三六、七七〇円
三八三月	三〇五六六八〇円	二三七、五六〇円
三八四月	三〇七、四四〇円	二三八、三五〇円
三八五月	三〇九、三三〇円	二三九、一五〇円
三八六月	三一一、〇〇〇円	二三九、九五〇円
三八七月	三一二、八〇〇円	二四〇、七六〇円
三八八月	三一四、六〇〇円	二四一、五七〇円
三八九月	三一六、四三〇円	二四二、三九〇円
三九〇月	三一八、三四〇円	二四五、三一〇円
三九一月	三一〇、〇六〇円	二四五、〇三〇円
三九二月	三三一、八九〇円	二四五、八五〇円
三九三月	三三三、七三〇円	二四五、六八〇円
三九四月	三三五、五八〇円	二四六、五一〇円

三九五月	三七、四四〇円	四七、三五〇円
三九六月	三九、三二〇円	四八、一九〇円
三九七月	三三、三〇〇円	四九、八九〇円
三九八月	三三、〇九〇円	五一、六〇〇円
三九九月	三三、九八〇円	五〇、七四〇円
四〇〇月	三三、八九〇円	五三、三二〇円
四〇一月	三四〇、七二〇円	五四、一九〇円
四〇二月	三四二、六四〇円	五六、四六〇円
四〇三月	三四四、六〇〇円	五五、〇七〇円
四〇四月	三四六、五六〇円	五五、九五〇円
四〇五月	三四八、五二〇円	五六、八三〇円
四〇六月	三五〇、四九〇円	五六、七三〇円
四〇七月	三五二、四七〇円	一五六、六二〇円
四〇八月	三五四、四七〇円	一五九、五一〇円
四〇九月	三五六、四七〇円	一六〇、四一〇円
四〇十月	三五八、四七〇円	一六一、三二〇円
四〇十一月	三六〇、四九〇円	一六三、三三〇円
四〇十二月	三六二、五一〇円	一六三、二三〇円
四一三月	三六四、五五〇円	一六四、〇五〇円
四一四月	三六六、六〇〇円	一六四、九七〇円
四一五月	三六八、六六〇円	一六五、九〇〇円
四一六月	三七〇、七三〇円	一六六、八三〇円
四一七月	三七二、八〇〇円	一六七、七六〇円
四一八月	三七四、八九〇円	一六八、七〇〇円
四一九月	三七六、九八〇円	一六九、六四〇円
四二〇月		

四三二月	三七九、〇九〇円	一七〇、五九〇円
四三三月	三八一、三三〇円	一七一、五五〇円
四三五月	三八三、三五〇円	一七二、五一〇円
四三六月	三八九、八〇〇円	一七四、四四〇円
四二七月	三九一、九七〇円	一七六、三九〇円
四二八月	三九四、一五〇円	一七七、三七〇円
四二九月	三九六、三三〇円	一七八、三五〇円
四三〇月	三九八、五三〇円	一七九、三四〇円
四三二月	四〇〇、七三〇円	一八〇、三三〇円
四三三月	四〇三、九六〇円	一八一、三三〇円
四三三月	四〇五、三〇〇円	一八二、三四〇円
四三四月	四〇七、四四〇円	一八三、三五〇円
四三五月	四〇九、七二〇円	一八四、三七〇円
四三六月	四一二、九八〇円	一八五、三九〇円
四三七月	四一四、二七〇円	一八六、四二〇円
四三八月	四二六、五六〇円	一八七、四五〇円
四三九月	四二八、八七〇円	一八八、四九〇円
四四〇月	四二一、一八〇円	一八九、五三〇円
四四一月	四二三、四九〇円	一九〇、五七〇円
四四二月	四二五、八二〇円	一九一、六三〇円
四四三月	四二八、一六〇円	一九二、六七〇円
四四四月	四三〇、五一〇円	一九三、七三〇円
四四五月	四三三、八七〇円	一九四、七九〇円
四四六月	四三五、三四〇円	一九五、八六〇円

四四七月	四三七、六二〇円	一九六、九三〇円
四四八月	四四〇、〇二〇円	一九八、〇二〇円
四四九月	四四二、四二〇円	一九九、〇九〇円
四五〇月	四四四、八四〇円	二〇〇、一八〇円
四五一一月	四四七、二八〇円	二〇一、二八〇円
四五二月	四四九、七三〇円	二〇三、三八〇円
四五三月	四五三、二〇〇円	二〇三、四九〇円
四五四月	四五四、六九〇円	二〇四、六一〇円
四五五月	四五七、二〇〇円	二〇五、七四〇円
四五六月	四五九、七一〇円	二〇六、八七〇円
四五七月	四六二、三三〇円	二〇八、〇〇〇円
四五八月	四六四、七五〇円	二〇九、一四〇円
四五九月	四七六、二九〇円	二一〇、二八〇円
四六〇月	四六九、八四〇円	二一、四三〇円
四六一月	四七二、四〇〇円	二二、五八〇円
四六二月	四七四、九八〇円	二二三、七四〇円
四六三月	四七七、五六〇円	二二四、九〇〇円
四六四月	四八〇、一六〇円	二二六、〇七〇円
四六五月	四八三、七六〇円	二二七、三四〇円
四六六月	四八五、三八〇円	二二八、四三〇円
四六七月	四八八、〇三〇円	二二九、六一〇円
四六八月	四九〇、六七〇円	二三〇、八〇〇円
四六九月	四九三、三三〇円	二三三、〇〇〇円
四七〇月	四九八、六九〇円	二三五、六三〇円
四七二月	五〇一、四〇〇円	二三六、四一〇円

別表第二

四七三月	五〇四、二〇円	二三六、八五〇円
四七四月	五〇六、八四〇円	二三八、〇八〇円
四七五月	五〇九、五八〇円	二三九、三一〇円
四七六月	五一、三三〇円	二三〇、五五〇円
四七七月	五一、〇九〇円	二三一、七九〇円

二、一〇〇円	二〇月	四、四〇〇円	四〇月
二、三〇円	二一月	四、五三〇円	四一月
二、三三〇円	二二月	四、六五〇円	四二月
二、四三〇円	二三月	四、七七〇円	四三月
二、五四〇円	二四月	四、八九〇円	四四月
二、五六〇円	二五月	五、〇三〇円	四五月
二、七六〇円	二六月	五、一四〇円	四六月
二、八八〇円	二七月	五、二七〇円	四七月
二、九九〇円	二八月	五、三九〇円	四八月
三、一二〇円	二九月	五、五二〇円	四九月
三、二三〇円	二十月	五、六五〇円	五一月
三、三四〇円	二十一月	五、七七〇円	五一月
三、三四〇円	二二月	五、九〇〇円	五二月
三、五七〇円	二三月	六、〇三〇円	五三月
三、六九〇円	二四月	六、一六〇円	五四月
三、八一〇円	二五月	六、二九〇円	五五月
三、九三〇円	二六月	六、四二〇円	五六月
四、〇四〇円	二七月	六、五五〇円	五七月
四、一六〇円	二八月	六、六八〇円	五九月
四、二八〇円	二九月	六、八二〇円	六九月

四七八月	五七、八七〇円	二三三、〇四〇円
四七九月	五三〇、六七〇円	二三三、三〇〇円
四八〇月	五三、四九〇円	二三五、五七〇円
四八〇月をこえる月数	五三、四九〇円を算した金額	二三五、五七〇円をこえる一月につき二、七三〇円を加算した金額

紹介議員 谷口弥三郎君  
社会保障制度の一環として国民皆保険が施行されようとしているとき、医療の一一部分として國が法律で許しているはり、きゆう及びマツサージが、まだに保険制度から除外されていることはまさに遺憾であるから、一日も早くはり、きゆう及びマツサージの保険取扱いが実現するよう格段の配慮をせられたいとの請願。

二月四日本委員会に左の案件を付託された。  
一、はり、きゆう及びマツサージの保険取扱に関する請願(第五七六年二号)  
一、未帰還者の待遇等の適正化に関する請願(第五七七年二号)  
一、後保護施設費等国庫補助増額に関する請願(第六一九年号)  
一、国民年金制度実施に関する請願(第六四二号)  
一、原爆被災者救援対策に関する請願(第六四二号)

第五七七年二月二十日受理  
未帰還者の待遇等の適正化に関する請願  
第六四二号 照明三月二十日受理  
六日受理

紹介議員 谷口弥三郎君  
請願者 熊本県議会議長 二神  
頼

一、地方衛生研究所に関する立法措置の請願(第六四二号)  
一、勤員学生徒犠牲者待遇改善に関する請願(第六六二号)  
一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(第六六二号)  
一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(第六六二号)  
一、医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願(第六六二号)

第五七六年二月二十日受理  
六日受理  
はり、きゆう及びマツサージの保険取扱に関する請願(第六六二号)

政府は本国会において、三万六千余名に及ぶ未帰還者を民法第三十条の準用による特別措置によって処理するため法案の提出準備中の事であるが、その制定に際しては、引揚問題の特殊性と留守家族の心情を深く考察し、未帰還者的人格を尊重した待遇と、その遺族に対しては軍人、一般邦人をとわず万全の援護措置を講ぜられ、留守家族に自立の意欲を振起させるよう善処せられたいとの請願。

請願者 勇雄  
勇雄  
熊本県議会議長 二神

三  
二  
一一

第五七八号 昭和三十四年一月二十  
六日受理

案するよう決議をすること、等の措置を講ぜられたいとの諸願。

請頒後保護施設費等項補助增加之限才好。

るよう配慮せられたいとの請願。

第六一九号 昭和三十四年二月三十  
七日受理

原爆被害者救援文庫に関する講題

縣連合婦人公內  
武内  
なか子

紅外講員 廣瀬 夕思君

被害者の医療等に関する法律を改善して生活保障を含む原子爆弾被爆者援護

法を制定すること、(二)原子爆弾被爆死没者に対する弔慰金と遺族援護を確

立するため原子爆弾死没者遺族援護法を制定すること、(三)遺云の影響を

含む原爆症の根治療法と予防法を確立するに、国内二重爆弾医委員会、平

であるため、国内には原燃源医学調査研究会が設置すると共に、国際的放射

緑生物学研究所機関を設置するよう国連及び米、英、ソ三国に要請決議する

こと、(四)原爆被當調査白書を昭和三  
十四年度に作製すること、(五)南太平  
洋住民の原子爆弾、水素爆弾の実験に  
による放射能被害調査を政府が国連に提

来るするよう決議すること、等の措置を講ぜられたいとの請願。

を講ぜられたいとの請願。	地方衛生研究所は、衆衛生行政の科學的研究が、施設、人員を是正するとともに、能の強化を圖られた。
第六四二号 昭和三十四年一月二十 八日受理	第六六六号 昭和三十四年一月二十 九日受理
国民年金制度実施に関する請願 請願者 岡山県笠岡市横島二、 二六七 高森クマ外古 八十二名	第六六六号 昭和三十四年一月二十 九日受理
紹介議員 榎原 幸君	紹介議員 松原 伸君
社会保障の一環としての国民年金とくに老人年金については昭和三十四年度から実施するため政府において検討中の由であるが、これについての実施期日、支給額および支給対象等については幾多の制限があるよう伝えられているために該当する老齢者たちにかなりの不安を呼び起しているのが現状であるが、これら全国民の一割を占める老人たちの生活に対する不安を解消し新憲法に規定されている最低生活の保障をいつそう充実したものにするために、ぜひとも、最低線の要望として、昭和三十四年四月から満六十五歳以上の者に対し無きよ出制一箇月千円を支給すること、及びこれについての受給資格の制限をなくすこと等の実現について特段の考慮を払われたいとの請願。	動員学徒犠牲者処遇問題 請願者 佐野 駿君 近藤 勝君 員外君 暁君
第六四二号 昭和三十四年一月二十 八日受理	第六四二号 昭和三十四年一月二十 九日受理
地方衛生研究所に関する立法措置の請 願	第六四二号 昭和三十四年一月二十 九日受理
紹介議員 榎原 亨君	第六四二号 昭和三十四年一月二十 九日受理

都道府県の行う公  
技術的中核機關であ  
ともに弱体でどうて  
効果的活動ができ  
政の関係もあり府原  
國民保健上憂慮に堪  
から、すみやかに地  
厚生部援護課内勤  
に、内容の充実、機  
字徒犠牲者の会内  
たいとの請願。

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願  
請願者 新潟市上大川前通り七番町新潟県物療師会  
紹介議員 清澤 俊英君 内谷清三郎

医業類似行為既存業者の業務継続に関する請願